

ダイレクト宅配（産地・工場直送便）利用規程

（目的・適用）

第1条 本規程は、ダイレクト宅配（産地・工場直送便）（以下、本サービス）の利用について、コープデリ連合会会員生協（コープみらい・いばらきコープ・とちぎコープ・コープぐんま・コープながの・コープにいがた・コープクルコ）の中で組合員が所属する生協（以下「当生協」という。）と組合員とのお約束を定めます。

2 産地・工場直送便とは、ご注文いただいた商品をお取引先から直接、組合員宅や先様にお届けするシステムです。

（利用条件）

第2条 本サービスは、当生協の組合員であることを利用条件とします。

（商品の注文）

第3条 商品の注文は、当生協の指定するインターネットおよび誌面から、組合員が選択した方法によって行うものとします。

2 手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。

3 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

（利用制限）

第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると当生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時の支払いを求めることがあります。

2 利用金額の限度は、コープデリ宅配合計で5万円/週を原則とします。それ以上の利用を希望する場合は、当生協に相談するものとします。

（商品のお届け）

第5条 当生協でご注文いただいた商品は、指定する宅配業者がお届けします。配達料は本サービスにおいて定めます。

2 商品のお届け先は、一部の地域を指定できないことがあります。

3 配達時にご本人確認の身分証明書のご提示をお願いする場合があります。

4 万一ご不在の場合は、商品を持ち帰らせていただきます。この場合不在連絡表をお入れしますので、所定の再配達手続きを行ってください。

（商品のお届けができない場合）

第6条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合などにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めたルールによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、インターネットやメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うこととします。

（返品・交換）

第7条 お届けした商品が不良品であった場合や、ご注文と異なる商品が配達された場合は、交換または返品の対応とさせていただきます。その際の、送料は組合員のご負担はありません。返品の場合は生協の定めたルールに従い、原則として請求金額からの減額により代金の返金等を行います。商品配達時の返品・交換は承ることができませんのであらかじめご了承ください。

2 前項による対応について、当生協は、利用者に直接発生した損害がある場合を除き、前項に定める交換等の他に責任を負わないものとします。

（ポイント制度）

第8条 本サービスにおいて利用した商品・サービスについては、指定した預金口座からの自動振替でご利用の場合、ポイント付与の対象となりますが、クレジット決済の場合、ポイント付与対象とはなりません。

ダイレクト宅配（産地・工場直送便）利用規程

（利用代金・手数料等の支払い方法）

第9条 本サービスより利用した商品・サービスの代金等は、預金口座から自動振替、もしくはクレジットカードによる引き落としのいずれかとなります。お支払い方法はコープデリ利用状況により当生協が指定した支払い方法となります。

2 ウィークリーコープのシステムにより利用した商品・サービスの代金等は、毎月20日で締切り、翌月5日（5日が金融機関の休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。5日に口座振替ができなかった場合は、当生協の定める方法によって、再度請求を行います。

3 上記以外の組合員はクレジットカードによるお支払いとなります。お支払い日は各クレジットカードにより異なります。クレジット会社の審査基準により、契約が成立しない場合があります。

（代金等の未払いへの対応）

第10条 再請求でお支払いいただけなかった場合、ウィークリーコープ利用規程に基づき、生協は組合員（以下債務者」という）に対し、次の対応をさせていただきます。

- ①商品カタログの配布・受注・配達を停止します。
- ②利用者は期限の利益を喪失したもとして、すべての代金等について支払を請求します。
- ③支払期限を付したコンビニエンス・ストア等での支払用紙を送付します。
- ④以後の対応に関して生協が負担した費用については、実費相当を申し受けます。

（債務者・支払い計画及び誓約書）

第11条 前条第3号の支払期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合は、ウィークリーコープ利用規程に基づき、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。

2 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから7日以内に提出しなければなりません。

（連帯保証人）

第12条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

（支払期限・手数料・遅延損害金）

第13条 第11条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日（再振替日）から3ヶ月とします。

2 第10条のコンビニ振込対応の実費相当手数料は、債務者の負担とします。また、債務に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金します。

（本規定の変更）

第14条 当生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に、本規程を変更することができます。

2 前項の場合、当生協は、本規程を変更する旨、変更後の本規程の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

- ①利用者への配布
- ②電子メールの送信等の電磁的方法
- ③WEBサイトへの掲示
- ④定款に定める公告の方法その他の生協が定める適切な方法